

指定給水装置工事事業者の指定（登録・更新）に関する提出書類等について
※指定の「登録」及び「更新」、ともに次の提出書類等が必要です。

※各様式は上富田町（上下水道課）のホームページからもダウンロードしていただけます。

- ・ 指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏）
- ・ 機械器具調書（写真添付）
【必ず必要とされているもの（水道法施行規則第20条）】
 - ・ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ・ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ・ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ・ 水圧テストポンプ
- ・ 誓約書
水道法第25条の3第1項第3号 イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- ・ 同意書（税滞納に関する制限措置） ※代表者を含む
町税の納税状況を確認することに同意する書類
- ・ 給水装置工事主任技術者選任届出書
※（選任を受けた者の）「主任技術者免状」（写し）を添付。
※「選任年月日」は、指定を受けた日から14日以内の日となるため、指定の申請時に提出いただける場合は、空白のままとしてください。（指定の日を選任の日とさせていただきます。） 指定の申請時点において選任する者が未確定である場合は、指定を受けた日から14日以内の届出でも可。
- ・ 【法人の場合】 登記簿謄本 及び 定款
【個人の場合】 住民票の写し
- ・ 事業所連絡票（任意様式可）
※指定工事店の事業所が町外等であり、別途、現場窓口となる近隣の事業所がある場合は、その事業所についても記載。
（記載項目）氏名又は名称、代表者の氏名、郵便番号、住所、電話番号（事務所、携帯等）、
FAX番号、事務担当者 等
- ・ 事業所の位置図（A）・間取りがわかる平面図（B）・写真（内部含む）（C）
※指定の更新の場合、前回申請時から変更がなければ（B）・（C）は不要

・次の4項目の状況、及び公表の可否の意向が確認できる書類

【登録・更新時確認書一式】

① 水道事業者（他の水道事業者や水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講状況【様式 1-1 ①】

※「受講の証明書類（受講証等）」（写し）を添付。

② 指定給水装置工事事業者の業務内容【様式 1-1 ②】

③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況【様式 1-2 ③】

※外部研修については、「受講を証明する書類（受講証等）」（写し）を添付。

※自社内研修については、研修の内容を記載。（受講を証明する書類や受講の事実を証明する書類（受講証等）の写しの添付は不要。）

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況【様式 1-3 ④】

・【更新の場合】既に発行済みの「上富田町指定給水装置工事事業者証」の原本

・指定手数料、指定更新手数料 ※指定登録・更新の決定後

【登録の場合】指定給水装置工事事業者指定手数料 20,000円

【更新の場合】指定給水装置工事事業者指定更新手数料 5,000円